

○鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱

平成19年 8 月31日告示第68号

改正

平成20年 8 月29日告示第61号

平成21年 9 月30日告示第70号

平成22年 5 月21日告示第50号

平成24年12月28日告示第132号

平成26年 3 月27日告示第19号

平成29年 3 月31日告示第19号

令和元年 5 月31日告示第11号

令和 4 年 8 月 3 日告示第88号

令和 7 年 6 月 1 日告示第40号

令和 8 年 4 月 1 日告示第36号

令和 8 年 7 月 1 日告示第73号

鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥羽市が発注する建設工事の請負契約において、より良質な工事を確保し、かつ、入札手続の透明性、客観性及び競争性を高めるために、市が実施する条件付き一般競争入札の入札手続について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、土木工事、建築工事及び水道工事のうち、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が130万円を超えるものとする。ただし、特別の事情により条件付き一般競争入札が適さないと認められる場合は、この限りでない。

(参加資格要件)

第3条 条件付き一般競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第3条の規定により入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
- (3) 鳥羽市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成22年告示第50号）第8条の規定による等級別格付がされており、当該格付けが対象工事ごとに定める等級に該当すること。
- (4) 鳥羽市建設工事等指名停止措置要領（平成20年告示第61号）に基づく指名停止の措置を受けている期間内でないこと。
- (5) 対象工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者等が適正に確保できていること。
- (6) 鳥羽市が賦課徴収するすべての税について未納のないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者以上の関係

(ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者以上の関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。た

だし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社である場合は除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a） 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（b） 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（c） 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（d） 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

（イ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係等にあると認められる場合

(8) 前各号に定めるもののほか対象工事ごとに定める要件を満たしていること。

(入札の公告)

第4条 市長は、条件付き一般競争入札を実施しようとするときは、規則第4条の規定による公告（以下「公告」という。）を市役所前の掲示板に掲示して行うほか、当該公告の写しを財政課（水道事業に係るものにあつては水道課）及びインターネットにおいて閲覧に供する。

(参加申請)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、公告で定める提出期限までに条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出方法は、持参又はファクシミリによるものとする。

3 市長は、第一項に定める申請書を受理した場合、受付印を押印した申請書の写しを交付する。

(参加資格の確認)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、入札参加資格の有無を審査し、入札に参加する資格を有しない者があるときは、速やかにその者に対し理由を付して通知しなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第7条 対象工事に係る設計図書等（以下「設計図書等」という。）は、公告の日から入札日の前日までインターネットにおいて閲覧に供する。

(質問書)

第8条 設計図書等に関する質問は、公告で定めるところにより質問書（様式第2号）を提出して行うものとする。

(最低制限価格)

第9条 市長は、規則第8条第1項の規定に基づき、条件付き一般競争入札を実施するときは、最低制限価格を設けるものとする。

2 最低制限価格の算出方法その他の必要な事項は、市長が別に定める。

(予定価格等の公表)

第10条 条件付き一般競争入札に係る予定価格については、公告の際に公表するものとし、最低制限価格については入札後に公表するものとする。

(入札の執行回数)

第11条 条件付き一般競争入札の執行回数は、1回とする。

(内訳書の提出)

第12条 条件付き一般競争入札に参加する者は、入札金額の根拠となる内訳書を入札書に同封して提出しなければならない。

2 内訳書は公告ごとに市が指定した様式を用いるものとする。

3 内訳書について、次のいずれかに該当するときは失格とする。

(1) 前2項の規定による内訳書を提出しなかったとき。

(2) 内訳書の内容が入札金額に一致しないとき。

(3) 内訳書に記載すべき項目が欠落又は未記入であったとき。

(4) その他内訳書の内容に不備があったとき。

(入札参加の辞退)

第13条 申請書を提出した者は、入札参加を辞退することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより、入札参加を辞退することができる。

2 前項の規定により入札を辞退した者は、このことを理由として以後行う請負契約について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第14条 市長は、入札を公正に執行することができないと認めるときその他特別の事情により入札を執行することが困難と認めるときは、入札を延期し、又は中止することができる。

(同日落札制限)

第15条 同日に開札する条件付き一般競争入札の落札件数は1業者1件までとし、落札となった入札後に当該落札者が行った入札は無効とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 共同企業体が落札者となった場合は、各構成員は後の入札を同日制限の対象とする。なお、先の開札分で構成員のいずれかに落札となった入札がある場合は、共同企業体での当該入札参加分は同日落札制限の対象とし無効とする。

(受注数制限)

第16条 鳥羽市が発注する対象工事において受注した工事数（以下「手持工事数」という。）が当該入札の前日において2件に達した者が行う入札は、無効とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 手持工事数は、条件付き一般競争入札において落札候補者又は落札者になった時に増加し、工事完成の報告を受け付けた日から14日後に減少するものとする。ただし、落札候補者又は落札者となった後これらの者と当該契約が締結されないことが明らかになった場合は手持工事数の増加を取り消すものとし、完成検査に合格しなかった場合は再検査合格後に減少するものとする。
- 3 災害復旧工事等の緊急性を有する工事は、受注手持工事数に含めない。
- 4 請負者の事由以外（発注者・地元関係者・第三者等）での工事等一時中止期間が1か月を超えた時点から、当該工事を手持工事件数から除くものとし、工事が再開された時点から手持件数に加えるものとする。
- 5 共同企業体が落札者となった場合は、各構成員全ての手持工事件数に加えるものとする。

(補則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年9月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則（平成20年8月29日告示第61号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日告示第70号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年5月21日告示第50号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日告示第132号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用し、同日前に公告した条件付き一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日告示第19号）

（施行期日）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第19号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用し、同日前に公告した条件付き一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月31日告示第11号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年6月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則（令和４年８月３日告示第88号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則（令和７年６月１日告示第40号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則（令和８年４月１日告示第36号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則（令和８年７月１日告示第73号）

この告示は、令和８年７月１日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

鳥羽市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

年 月 日付け鳥羽市公告入札第 号で公告のあった

工事に係る条

件付き一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

当該工事における配置予定技術者

区 分	氏 名	国家資格等	登録年月日	登録番号
主任技術者 (監理技術者)				
現場代理人				
営業所専任 技 術 者				

※ 主任技術者に実務経験者を配置する場合には、経審査時の実務経験証明書（副本の写し）を添付してください。

※ 現場代理人は、入札参加申請時における重複は認めるが、当該現場代理人を他の工事の施工現場に配置することとなった場合は、別の者を配置できない。

※ 営業所専任技術者とは、建設業許可申請時に届出をした専任技術者をいう。

（ ）年度における格付ランク

業 種	工 事
格 付 ラ ン ク	A・B・C

◎資本関係等について

☐ 届出済の「業態調書（新規・変更）」に変更はありません。

※ 変更がある場合は「業態調書（変更）」を提出すること。

様式第2号（第8条関係）

質 問 書
年 月 日

鳥羽市長様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
FAX番号

		公告番号	
工 事 名			
施工場所	鳥羽市	丁目・町	地内・地先

上記の案件について、下記のとおり質問いたしますので回答をお願いします。

NO	仕様書の質問箇所 (ページ)	質 問 内 容
1		
2		
3		
4		
5		